

平成 22 年度版

「行政施策等 Q&A 集」

— 検査・整備業 経営ハンドブッカー

平成 22 年 6 月

社団法人 建設荷役車両安全技術協会

ご利用に当たって

1. 制度は随時改正されていますので、制度のご利用に当たっては、その内容について必ず問い合わせ先に最新の状況を確認して下さい。
- 2 掲載されている内容は、主要なものについての概要であり、又すべてを網羅している訳ではありません。
3. 資料出所は、特に断らない限り「中小企業施策利用ガイドブック」（平成 22 年度版）（中小企業庁）です。（「制度」欄の数字は、同ガイドブックの該当ページです）
同ガイドブックは平成 22 年 3 月現在で編集されています。
4. 追加掲載希望項目その他内容に関する忌憚のないご意見を頂ければ幸いです。

平成 22 年 6 月

社団法人建設荷役車両安全技術協会

（注）赤字部分は平成 21 年度版との主な変更箇所である。

目次

I 制度金融等関連

融 資

- Q1 経営環境の悪化で資金繰りが厳しいので保証を受けたい。(P1)
- Q2 「一時的」に資金繰りが厳しいので融資を受けたい。(P2)
- Q3 設備を導入したいが、どのような助成制度がありますか。(P3)
- Q4 第三者保証人や担保の提供が困難です。何か助成制度がありますか。(P5)
- Q5 無担保又は無保証で融資受けたい。どのような助成制度がありますか。(P6)

税 制

- Q6 中小企業に適用される税制上の優遇措置について教えてください。(P7)
- Q7 事業年度に欠損金が生じた。税制上の措置について教えてください。(P7)
- Q8 研究開発を行った場合の税制上の措置について教えてください。(P8)

保 証

- Q9 保証を受けたいが、どのような助成制度がありますか。(P9)

II 経営支援関連

創 業 等

- Q10 創業やベンチャー支援等に関して、どのような助成制度がありますか。(P10)

新規事業

- Q11 新規事業展開に取り組みたいが、どのような助成制度がありますか。(P11)

経営革新

- Q12 経営革新に取り組みたいが、どのような助成制度がありますか。(P13)

Q13 新市場展開を図るためのブランド力の育成強化を図りたいが、助成制度はありますか。(P16)

Q14 独自の基盤技術を戦略的に活用していきたい。助成制度はありますか。(P16)

Q15 借入に過度に依存することなく事業資金を調達するねらいの「売掛債権早期現金化保証制度」が創設されると聞きました。その概要について教えてください。(P17)

情報化

Q16 情報化機器を購入したいがどのような助成制度がありますか。(P17)

Q17 ITを活用したいが、どのような助成制度がありますか。(P18)

人材育成・労働対策

Q18 社員教育・人材育成を行いたいがどのような助成制度がありますか。(P19)

Q19 労働対策、雇用環境整備、共済制度について、どのような助成制度がありますか。
(P19)

下請け

Q20 下請け中小企業振興法の概要について教えてください。(P22)

Q21 下請け代金支払遅延等防止法の概要について教えてください。(P23)

再生

Q22 企業を再生したいが、どのような助成制度がありますか。(P23)

再チャレンジ

Q23 一度事業に失敗した中小企業者が再チャレンジする際の支援制度があると聞きました。その制度の概要について教えてください。(P25)

事業承継

Q24 後継者に事業を継承したい。どのような制度がありますか。(P27)

Ⅲ 環境関連

環境対策

- Q25 自動車 NO_x・PM 法関連の環境対策資金の融資制度があると聞きました。
その概要について教えてください (P29)
- Q26 アスベスト対策関連の環境対策資金の融資制度があると聞きました。
その概要について教えてください。(P29)
- Q27 オフロード建設機械等の排ガス規制導入に関する税の優遇措置があると聞きました。
その概要について教えてください。(P29)
- Q28 環境対応や安全対策についての情報を入手したい。(P30)

Ⅳ その他

官公需

- Q29 いわゆる「官公需法」について教えてください。(P31)

組合制度

- Q30 中小企業組合制度について教えてください。(P32)

Q1 経営環境の悪化で資金繰りが厳しいので保証を受けたい。

A1 以下の制度があります。

制 度	概 要												
景気対応緊急保証制度	<p>1 制度の概要</p> <p>国際的な金融不安等を契機とした現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、原則として全ての業種に属する中小企業者が、できるだけ簡易な手続きで速やかに必要な事業資金を調達できるよう、一般の保証枠とは別枠で平成23年3月31日まで景気対応緊急保証を行う制度です。</p>												
	<p>2 対象</p> <p>経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかの要件を満たしている方。</p> <p>(注) 最新の指定業種については、中小企業庁ホームページ又は各都道府県等の信用保証協会にお問い合わせ下さい。</p> <p>① 最近3ヶ月間の月平均売上高が前年同期に比して3%以上減少していること。</p> <p>② 原油等価格の高騰により、原材料価格が上昇しているにもかかわらず、製品単価に転嫁できていないこと。</p> <p>③ 最近3ヶ月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期比で3%以上減少していること。</p>												
	<p>3 支援内容</p> <p>上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。</p> <p>保証限度額：(セーフティネット保証と同様)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(一般保証限度額)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(別枠保証限度額)</td> </tr> <tr> <td>・普通保証 2億円</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td>・普通保証 2億円</td> </tr> <tr> <td>・無担保保証 8000万円</td> <td></td> <td>・無担保保証 8000万円</td> </tr> <tr> <td>・無担保無保 証人保証 1250万円</td> <td></td> <td>・無担保無保 証人保証 1250万円</td> </tr> </table> <p>保証料：0.8%以下で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。</p>	(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)	・普通保証 2億円	+	・普通保証 2億円	・無担保保証 8000万円		・無担保保証 8000万円	・無担保無保 証人保証 1250万円		・無担保無保 証人保証 1250万円
	(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)										
・普通保証 2億円	+	・普通保証 2億円											
・無担保保証 8000万円		・無担保保証 8000万円											
・無担保無保 証人保証 1250万円		・無担保無保 証人保証 1250万円											
<p>4 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社) 全国信用保証協会連合会 (03-6823-1200) ・各都道府県等の信用保証協会 <p style="text-align: center;">URL http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html</p>													

P2

Q2 「一時的」に資金繰りが厳しいので融資を受けたい。

A2 以下の制度があります。

制 度	概 要
セーフティネット貸付制度	<p>1 制度の概要</p> <p>一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業者を支援する貸付制度です。</p>
	<p>2 対象</p> <p>① <u>経営環境変化対応資金</u></p> <p>社会的、経済的環境の変化（物価高騰、円高、株安、経済不安など）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方 （注）利益が増加しても経常損失が生じる等、特定の要件を満たす場合は対象となります。</p> <p>② <u>金融環境変化対応資金</u></p> <p>金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し、経営が安定することが見込まれる方</p> <p>③ <u>取引企業倒産対応資金</u></p> <p>関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方</p> <p>④ <u>危機対応円滑化支援業務を活用したセーフティネット貸付</u></p> <p>国際的な金融秩序の混乱等といった国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機において、対象となる中小事業者の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工中金において、日本公庫のセーフティネット貸付と同様の融資制度が用意されている。</p> <p>対象や支援内容の詳細については、商工中金にお問い合わせ。</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>（株）日本政策金融公庫（日本公庫）</p> <p>・ 中小企業事業 各地区相談センター</p> <p>東京（03-3270-1260） 名古屋（052-551-5188）</p> <p>大阪（06-6314-7627） 福岡（092-781-2396）</p>

P3

Q3 設備を導入したいが、どのような助成制度がありますか。

A3 融資、税制面で下記の助成制度があります。

適用期間が限定されているものがありますから注意して下さい。

制 度	概 要
①小規模企業設備資金貸付制度 P111	1 制度の概要 設備導入を行う小規模企業者等が、都道府県中小企業支援センターから、設備購入代金の半額を無利子で融資を受けられる制度です。
	2 対象 ①従業員 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の小規模企業者 ②従業員 50 人以下の中小企業者で一定の要件を満たしている者 ③創業者
	3 問い合わせ先 ・各都道府県中小企業支援センター ・財団法人 全国中小企業取引振興協会（03-5541-6688） URL http://www.zenkyo.or.jp/
②小規模企業設備貸与制度 P112	1 制度の概要 設備導入を行う小規模企業者等は、都道府県中小企業支援センターから有利な条件で割賦販売やリース制度を利用できる制度です。
	2 対象 ①従業員 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の小規模企業者 ②従業員 50 人以下の中小企業者で一定の要件を満たしている者 ③創業者
	3 問い合わせ先 ・各都道府県中小企業支援センター ・財団法人 全国中小企業取引振興協会（03-5541-6688） 等
③環境・エネルギー対策資金 （公害防止対策関連）	1 制度の概要 公害防止施設、建設機械及び自動車NOx・PM法排出基準適合車、低公害車及びポスト新長期規制適合車などを取得するために必要な設備資金を融資する制度です。
	2 対象 大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R 事業を実施する方、建設機械等（オフロード車（注）を含む）を取得する方、自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車又はNOx・PM低減装置を取得する方、低公害車（天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車）・ポスト新長期規制適合車を取得する方。 （注）「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表

<p>P133</p>	<p>示の付された特定特殊自動車</p> <p>3 問い合わせ先 (株) 日本政策金融公庫 (日本公庫) ・ 中小企業事業 各地区相談センター (電話番号は A2 を参照)</p>
<p>④ 中小企業投資促進税制</p> <p>P136</p>	<p>1 制度の概要 機械・装置その他の対象設備・資産を導入された場合、税制上の特別措置が受けられる制度です。 対象となる設備・資産は次の通りです。 ① 機械・装置 (1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上) ② 特定の器具・備品 (電子計算機、デジタル複合機) (1 台又は 1 基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が 120 万円以上) ③ 一定のソフトウェア (合計の取得価額が 70 万円以上) ④ 普通貨物自動車 (車両総重量 3.5 トン以上) ④ 内航船舶 (ただし取得価額の 75% が対象) ※機械・装置については、製品を製造する設備など種類を問わず幅広く利用できます。ソフトウェアについては、サーバー用の OS、データベース管理ソフトウェア、ファイウォールソフトウェアなどが除外されます。</p> <p>2 対象 青色申告書を提出する個人事業者又は資本金 1 億円以下の中小企業等</p> <p>3 問い合わせ先 国税庁、国税局又は税務署税務相談窓口 中小企業庁財務課 (03-3501-5803)</p> <p>(注) 適用期間 平成 24 年 3 月 31 日まで</p>
<p>⑤ 中小企業等基盤強化税制</p>	<p>1 制度の概要 流通・サービス業や特定の中小企業者の方が、機械・装置等を取得した場合や中小企業者の方が従業員の教育訓練を行った場合、税制上の特別措置が受けられる制度です。 対象となる設備・費用は次の通りです。 (1) 下記「2 対象」①～④に該当する者 機械・装置 (1 台又は 1 基の取得価額が 280 万円以上) (2) 下記「2 対象」①に該当する者 器具・備品 (1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上) (3) 下記「2 対象」⑤に該当する者 教育訓練費 (労働費用に占める割合が 0.15% 以上)</p>

P139	<p>2 対象</p> <p>青色申告書を提出する個人事業者又は資本金 1 億円以下の中小企業等で以下の者</p> <p>①卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者（風俗営業等除く）</p> <p>②中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者</p> <p>③中小企業地域資源活用促進法に基づく計画の認定を受けた者のうち一定の基準を満たす中小企業者</p> <p>④農商工等連携促進法に基づく計画の認定を受けた中小企業者</p> <p>⑤労務費に占める教育訓練割合が一定水準以上の者</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>国税庁、国税局又は税務署の税務相談窓口</p> <p>中小企業庁(1)商業課(03-3501-1929) (2)-(4) 新事業促進課(03-3501-1767)</p> <p>(5)新事業促進課課 (03-3501-1767)</p>
	<p>(注) 適用期間 平成 23 年 3 月 31 日まで</p>
P137	<p>⑥中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度</p>
	<p>1 制度の概要</p> <p>取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を取得された場合、税制上の特別措置が受けられる制度です。(取得価額の全額を損金算入(即時償却)。ただし、特例の対象となる損金算入額の上限は年間 300 万円まで)</p>
	<p>2 対象</p> <p>青色申告書を提出する個人事業者又は資本金 1 億円以下の中小企業等</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>国税庁、国税局又は税務署の税務相談窓口</p> <p>中小企業庁事業環境部財務課 (03-3501-5803)</p>
<p>(注) 適用期間 平成 24 年 3 月 31 日まで</p>	

Q4 融資を受けたいが、第三者保証人や担保の提供が困難です。何か助成制度がありますか。

A 4 ご家族や社内の方などを保証人とする次のような融資制度があります。

制 度	概 要
第三者保証人等を不要とする融資制度	<p>1 制度の概要</p> <p>第三者の方の保証や担保（不動産、有価証券等）などの提供を不要とする融資を希望する方は、原則として法人の方は無担保、代表者の方のみの保証、個</p>

P119	人の方は無担保・無保証人で融資が受けられる制度です。
	2 対象 次のいずれの要件にも該当する方 ①税務申告を2期以上行っていること ②所得税等を完納していること
	3 問い合わせ先 (株) 日本政策金融公庫 (日本公庫) ・ 国民生活事業 各地区相談センター (電話番号は A2 を参照) 沖縄振興開発金融公庫 (098-941-1795)

Q 5 無担保又は無保証人で融資を受けたい。どのような助成制度がありますか。

A 5 次のような無担保又は無保証による融資制度があります。

制 度	概 要
① 第三者保証人を不要とする融資制度	Q4 を参照して下さい。
② 小規模 事業者 経営改善資金融資制度 (マル経融資)	1 制度の概要 小規模 事業者 に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資する制度です。
	2 対象 常時使用する従業員が 20 人以下 (商業・サービス業の場合は 5 人以下) の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方 ①商工会、商工会議所の経営指導員による経営指導を原則 6 月以上受けていること ②所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を完納していること ③原則として同一地区で 1 年以上事業を行っていること ④商工業者であり、かつ、 国民生活金融公庫 の融資対象業種を営んでいること
	3 問い合わせ先 各地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫 (沖縄振興開発金融公庫) の本支店

Q6 中小企業に適用される税制上の優遇措置について教えてください。

A6 概略次のとおりです。

制 度	概 要
<p>中小企業に適用される税制</p> <p>P134</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>中小企業者等の方は例えば以下のような税制上の様々な特別措置が受けられます。</p> <p>(1) 個人事業者のための措置</p> <p>所得税における基礎控除、配偶者控除、扶養者免除などの各種控除のほか事業専従者給与控除、青色申告特別控除、小規模企業共済掛金控除等</p> <p>(2) 法人企業のための措置</p> <p>中小企業(資本金1億円以下の企業)については、交際費の一部(年600万円までの交際費支出のうち9割まで)損金算入。</p> <p>協同組合などについては、組合事業の利用分量配当の損金算入、組合加入金の益金不算入、留保所得の損金算入等。</p> <p>なお、中小企業、協同組合等には22%に軽減された法人税率が適用されますが、平成21年度から2年間の時限的な措置として、一部所得区分で18%に引き下げられます。(詳しくは、中小企業庁のHP等でご確認下さい。)</p> <p>(3) その他</p> <p>中小企業が生産性の向上を図るための設備投資や試験研究を支援するため以下の制度があります。</p> <p>①中小企業投資促進税制 ②中小企業等基盤強化税制 ③中小企業技術基盤強化税制等 ④中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例等</p>
	<p>2 対象</p> <p>青色申告書を提出する中小企業者等</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>国税庁：税務署税務相談窓口 中小企業庁 財務課 (03-3501-5803)</p>

Q7 事業年度に欠損金が生じてしまった。税制上の措置について教えてください。

A7 一定の要件を満たした場合欠損金の繰越控除や繰戻還付の制度があります。

制 度	概 要
-----	-----

P48	事業年度 個人は、平成 23 年及び平成 24 年の各年
	2 対象 青色申告書を提出し、研究開発を行う法人、連結法人又は個人
	3 問い合わせ先 国税庁・税務署の税務相談窓口

Q9 保証を受けたいが、どのような助成制度がありますか。

A9 次のような制度があります。

制 度	概 要
①信用保証制度 P125	1 制度の概要 中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。 また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度も利用できます。
	2 対象 中小企業者（一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除く）
	3 問い合わせ先 社団法人 全国信用保証協会連合会（03-6823-1200）
②セーフティネット保証制度	1 制度の概要 取引先の倒産、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、一般の保証枠とは別枠で保証を行う制度です。

P109	<p>2 対象</p> <p>次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方</p> <p>1号 大型倒産発生により影響を受けている中小企業者</p> <p>2号 取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者</p> <p>3号 突発的災害（事故等）により影響を受ける中小企業者</p> <p>4号 突発的災害（自然災害等）により影響を受ける中小企業者</p> <p>5号 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者 （平成 23 年 3 月 31 日までは景気対応緊急保証（1 頁参照）として運用）</p> <p>6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者</p> <p>7号 金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入れが減少している中小企業者</p> <p>8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性がある者と判断される者</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>社団法人 全国信用保証協会連合会（03-6823-1200）</p> <p>各都道府県の信用保証協会</p>

Q10 創業・ベンチャー支援等に関して、どのような助成制度がありますか。

A10 融資、税制等色々な助成制度があります。

制 度	概 要
①新創業融資制度	<p>1 制度の概要</p> <p>事業計画(ビジネスプラン)の的確性が認められれば、無担保・無保証人で融資する制度です。</p>
	<p>2 対象 次の①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①雇用（パート含む）創出を伴う事業を始める方</p> <p>②技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める方</p> <p>③①又は②いずれかにより開業された方で税務申告を2期終えていない方</p>

P14	3 支援内容 貸付機関 日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫 貸付限度額 1000 万円 貸付利率 基準利率(注1)+1.65%(注2) (注1)資金用途により異なる利率が適用される場合あり。 (注2)法人の代表者等が連帯保証人に加入する場合は、利率が 0.1%低減されます。 貸付期間 運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内 (据置期間 6 ヶ月以内) 担保・保証条件 原則として、無担保・無保証人
	4 問い合わせ先 日本政策金融公庫 国民生活事業 (0570-054649 ナビダイヤル) 沖縄振興開発金融公庫(098-941-1795)
P118	②経営者本人の個人保証を不要とする融資制度
	1 制度の概要 中小企業の経営者のリスク軽減を図るため、個人保証なしで融資を受けられる制度です。
	2 対象 経営者が信頼できると認められる方で、中小企業の経営内容に応じて、経営面や財務面についての約束(財務制限条項等)を締結していただける方 ※対象となる方に、一部制限があります。
	3 問い合わせ先 日本政策金融公庫(日本公庫)各地区相談センター(03-3270-1260 他)、 同 全国各支店 沖縄振興開発金融公庫 (098-941-1795)
P17	③ベンチャーファンド
	1 制度の概要 国内の成長初期段階(アーリーステージ)にある有望なベンチャー企業等が新事業に取り組む際、必要な資金を供給し経営支援する制度です。
	2 対象 国内の成長初期段階(アーリーステージ)にある有望な中小ベンチャー企業等で新事業に必要な資金をベンチャーキャピタル(VC)等が運営するベンチャーファンドからの投資により調達することを希望される方
	3 問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 (03-5470-1673)

Q11 新規事業展開に取り組みたいが、どのような助成制度がありますか。

A11 次のような制度があります。

制 度	概 要
<p>①省エネ・新エネ関連技術や設備等の導入に対する支援</p>	<p>1 制度の概要 省エネルギー化、新エネルギー利用設備の導入や、CO₂の排出削減等、中小企業の環境・エネルギーへの取組みに対して各種支援が受けられる制度です。</p> <p>2 対象 中小企業者等</p> <p>3 支援内容 (1)省エネ・新エネ設備導入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・「技術の普及可能性・先端性」「省エネ効果」「費用対効果」を踏まえて政策的意義が高いと認められる設備導入費(リプレースに限る。)について事業費の 1/3 を補助 ・先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業に対し、事業費の 1/3 を補助。 ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)の対象設備を取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合には以下のいずれかを選択できます。(ただし、税額控除は中小企業のみ。)(適用期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで) <ul style="list-style-type: none"> ① 基準取得価額の7%相当額の税額控除 ② 普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却(平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等する設備については初年度即時償却が適用できます。) (2)省エネルギー対策導入促進 エネルギー消費量を「見える化」する簡易BEMなどの計測監視システムの導入に係る費用の1/2を補助。更に、工場・事業場等における省エネ技術・設備の導入可能性に関する診断事業、説明会の開催等を実施 </p> <p>(3)国内クレジット制度の活用促進支援 中企業等の排出削減を促す「国内クレジット制度」の活用に向けて、無料省エネ診断・排出削減事業計画の無料作成支援等のいわゆるソフト支援を実施 </p> <p>4 問い合わせ先 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 (03-3501-9726) 他 (国内クレジット関係) 産業技術環境局環境経済室(03-3501-1679) </p>
<p>P50</p> <p>②新連携対策事業 —事業化・市場化支援事業—</p>	<p>1 制度の概要 異分野の複数の中小企業者が、それぞれ持つ技術・ノウハウ等の「強み」を有効に組み合わせて、高付加価値の製品・サービスを創出する取組を支援する補助金制度です。</p>

P33	3 支援内容 異分野の複数の中小企業者が連携して行う事業に必要な経費（新商品開発・マーケティング調査等）の補助 補助金額 1 認定事業計画当り上限 3000 万円(下限 100 万円) 〔但し、試作・開発を伴わない場合、上限 2500 万円〕 補助率 2/3 以内
	2 対象 2 社以上の異分野の複数の中小企業で連携して新たな事業活動に取り組む方で、中小企業新事業活動促進法第 1 1 条の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者
	4 問い合わせ先 ・各経済産業局中小事業課等 ・中小企業庁 新事業促進課 (03-3501-1767)
P18	③がんばれ！中小企業ファンド
	1 制度の概要 新事業展開に挑戦する中小企業等が、目利き能力や販路ネットワークを有するファンドによる資金供給や販路拡大等踏み込んだ経営支援を受けられる制度です。
	2 対象 新分野進出、新商品の開発など新事業展開にチャレンジしている中小企業の方であって、民間の事業会社等が運営するファンドから、事業に必要な資金調達や経営支援を受けることを希望される方
	3 問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 (03-5470-1673)

Q12 経営革新に取り組みたいが、どのような助成制度がありますか。

A12 次のような様々な支援制度があります。目的に合わせてご利用下さい。

制 度	概 要
①経営革新支援事業	1 制度の概要 中小企業が新たな事業活動を行うことによって経営の向上に向けた取組を行い、経営革新計画の承認を受けると、低利の融資制度や税制上の特例など多様な支援する制度です。
	2 対象 事業内容や経営目標を盛り込んだビジネスプラン(「経営革新計画」)を作成し、

	<p>中小企業新事業活動促進法に基づいて都道府県又は国の承認を受けた中小企業者、組合等</p> <p>(注)「経営革新計画」は、以下の内容を含むことが必要です。</p> <p>(1) 事業内容 これまで自社で取り組んでこなかった以下のような新たな事業活動を行うこと</p> <p>①新商品の開発や生産 ②新役務（サービス）の開発や提供 ③商品の新たな生産方式や販売方式の導入 ④役務（サービス）の新たな提供方法の導入その他の新たな事業活動</p> <p>(2) 経営目標 3～5年間の事業計画期間であり、付加価値額(※)又は従業員1人当りの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ、経常利益率が年率平均1%以上伸びる計画となっていること</p> <p>※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費</p>
<p>P26</p>	<p>3 問い合わせ先 都道府県商工部局 中小企業庁 新事業促進課 (03-3501-1767)</p>
<p>② 中小企業活路開拓調査・実現化事業</p>	<p>1 制度の概要 単独では解決することが難しい問題（規制緩和への対応、環境問題等）を改善するために中小企業の方々が連携して取り組む調査・実現化を図る事業に対し経費を補助する制度です。</p> <p>2 対象 連携して事業を行う方（中小企業組合、任意グループ、社団法人、共同出資会社）</p> <p>3 問い合わせ先 全国中小企業団体中央会 (03-3523-4905)</p> <p>募集期間 平成22年1月15日～3月17日（注：過去2ヵ年度同様時期実績）</p>
<p>P29</p> <p>③ 新たな事業活動を支援する融資制度</p>	<p>1 制度の概要 地域産業資源（産地の技術、農林水産品、観光資源）を活用した事業活動、経営革新を図る事業活動、研究開発した技術の事業化、異分野の中小企業者が柔軟な連携を通じて行う新たな事業活動（新連携）、第二創業等に取り組む方に対する融資制度です。</p>

<p>P31,32</p>	<p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業新事業活動促進法に基づいて承認を受けた経営革新計画を実施する方 ② 同法の基本方針に基づく新事業活動を行い、一定の経営向上を図る事業を実施する方 ③ 同法に基づいて認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）に基づく事業を実施する方 ④ 中小企業地域産業資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画を実施する方 ⑤ 同法に基づき指定された地域産業資源を活用し、売上の増加など一定の成果が見込める事業を行う方 ⑥ 農商工等連携促進法に基づいて認定を受けた農商工等連携事業計画を実施する方 ⑦技術・ノウハウ等に新規性が見られる事業を行う方（国民生活事業のみ） ⑧上記に該当しない方で、第二創業（事業転換、経営多角化）に取り組む方 <p>3 問い合わせ先</p> <p>日本政策金融公庫(日本公庫) 各地区相談センター (03-3270-1260 他) 同 全国各支店 沖縄振興開発金融公庫 (098-941-1740)</p>
<p>④地域イノベーションパートナーシップ / IT 経営応援隊</p> <p>P35</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>経営革新を目指す際に必要となる IT の利活用に関する情報や支援環境の提供 (IT 経営応援隊)に加え、各経済産業局ごとに、地域経済社会における成長産業を創出するための IT 支援において、中小企業 IT ユーザーと地域 IT ベンダーとのビジネスマッチングや連携強化等のための支援環境 (地域イノベーションパートナーシップ) の提供を受けることができる制度です。</p> <p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経営革新を目指し、IT の利活用を図る中小企業等の経営者等 ②上記の中小企業等の経営者等を支援したいとお考えの地域 IT ベンダーや仲介者等 (IT コーディネーター等) の地域関係者 <p>3 問い合わせ先</p> <p>経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 (03-3501-2646) 各経済産業局情報政策室</p>
<p>⑤中小企業投資促進税制</p>	<p>Q3 を参照して下さい。</p>
<p>⑥中小企業等基盤強化税制</p>	<p>Q3 を参照して下さい。</p>

P38	映等に係る運転資金の融資を受けることができる制度です。
	2 対象 自社の I T 関連機器の整備やソフトウェアの開発、デジタルコンテンツ関連設備の整備など、I T 化をお考えの中小企業者の方
	3 問い合わせ先 ・(株) 日本政策金融公庫 (日本公庫) 中小企業事業 各地区相談センター (電話番号は A2 を参照) ・沖縄振興開発金融公庫 (098-941-1795) ・各都道府県等中小企業支援センター
②中小企業投資促進税制	Q3 を参照して下さい。

Q17 IT を活用したいが、どのような助成制度がありますか。

A17 次のような制度があります。

制 度	概 要
①IT 経営応援隊 (IT 経営実践促進事業)	Q12 を参照して下さい。
② I T 機器のリース事業	1 制度の概要 中小企業者が戦略的情報化を進めようとする際、指定リース会社から低リース料率で情報化機器等を借りることができる制度です。
	2 対象 IT を導入し戦略的情報化を進めようとする中小企業者 「戦略的情報化」: ①製造・販売・配達ネットワークの構築 ②インターネットによる需要開拓や技術情報の発信・入手 ③企業内ネットワーク化 ④小売店舗等における POS システムの導入 等
	3 問い合わせ先 財団法人全国中小企業情報化促進センター (03-3549-1811)

Q18 社員教育・人材育成を行いたいですが、どのような助成制度がありますか。

A18 次のような制度があります。

制 度	概 要
①経営革新支援事業	Q12を参照して下さい。
②人材投資促進税制	<p>1 制度の概要</p> <p>従業員の教育訓練に積極的な企業について、教育訓練費の一定割合の額が減税される制度です。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>労務費に占める教育訓練費の割合に応じて、下記の①～③の通り教育訓練費の一定割合に相当する額を当期の法人税額（個人事業者は所得税額）から控除できます。</p> <p>(注)「労務費」とは、使用人（役員を除く）に対する給与等、法定福利費及び教育訓練費の合計額です。</p> <p>①教育訓練費が労務費の0.25%以上の場合 税額控除率は12% 減税額＝教育訓練費×12%</p> <p>②教育訓練費が労務費の0.15%以上0.25%未満の場合 税額控除率は、労務費に占める教育訓練費の割合に応じて8%～12% 減税額＝教育訓練費×{8%+(教育訓練費÷労務費-0.15%)×40}</p> <p>③教育訓練費が労務費の0.15%未満の場合 税額控除を受けることはできません。</p> <p>2 対象 青色申告を行う個人事業者又は資本金1億円以下の中小企業等</p> <p>3 問い合わせ先 中小企業庁 経営支援課 (03-3501-1763)</p> <p>適用期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日までに開始する事業年度 (個人事業者は平成23年分)</p>

P76

Q19 労働対策、雇用環境整備、共済制度について、どのような助成制度がありますか。

A19 次のような各種制度があります。

制 度	概 要
<p>①雇用に関する助成制度</p>	<p>1 制度の概要等 景気の変動に応じて利用できる雇用の助成制度です。</p> <p>①雇用調整助成金 景気の変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされて、休業、教育訓練（以下「休業等」）又は出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して休業手当、賃金等に相当する額の一部を助成する制度です。</p> <p>②中小企業緊急雇用安定助成金 中小企業事業主向けに雇用調整助成金の助成内容等を拡充した制度です。</p> <p>③特定求職者雇用開発助成金</p> <p>1) 特定就職困難者雇用開発助成金 60歳以上65歳未満の高齢者、障害者等特に就職が困難な方を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇い入れた事業主に助成する制度です。</p> <p>2) 緊急就職支援者雇用開発助成金 雇用に関する状況が全国的に悪化した場合などに厚生労働大臣の定める年齢以上60歳未満の再就職援助計画対象者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成制度です。</p> <p>3) 高年齢者雇用開発特別奨励金 雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成制度です。</p> <p>④地域求職者雇用奨励金 同意雇用開発地域等において新たに事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主又は、同地域において中核人材労働者等を雇い入れるとともにその地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に助成する制度です。</p> <p>2 問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局</p>
<p>P71、72</p> <p>②キャリア形成促進助成金</p>	<p>1 制度の概要 企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に助成する制度です。</p> <p>下記の4種類があります。</p> <p>① 訓練等支援給付金、②職業能力評価推進給付金、 ③地域雇用開発能力開発助成金、④中小企業雇用創出等能力開発助成金</p>

<p>P73、74</p>	<p>2 問合せ先 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター（0570-00154）</p>
<p>③中小企業子育て支援助成金</p>	<p>1 制度の概要 育児休業の取得など、仕事と家庭の両立をしやすい職場環境の整備に取り組む事業主のための助成制度です。</p> <p>2 対象 平成 18 年度から平成 23 年度までの間に、初めて育児休業又は短時間勤務を開始した労働者が出た中小企業主（従業員 100 人以下）</p> <p>3 問合せ先 都道府県労働局 雇用均等室</p>
<p>④中小企業倒産防止共済制度 （経営セーフティ共済）</p>	<p>1 制度の概要 取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため共済金を貸付ける制度です。加入後 6 ヶ月以上経過して取引先企業が倒産（「夜逃げ」「内整理」等は含まれません）した場合、売掛金や受け取り手形などの回収が困難となった額と、積み立てた掛け金総額の 10 倍に相当する額のいずれか少ない額（貸付限度額は 3200 万円）の貸付が受けられます。</p> <p>2 対象 1 年以上継続して事業を行っている中小企業者（加入後はいつでも自由に共済契約をやめることができます。）</p> <p>3 問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 共済相談室（050-5541-7171） 各地区商工会・商工会議所 等</p>
<p>⑤小規模企業共済制度</p>	<p>1 制度の概要 小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。 小規模企業者が掛け金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢又は役員を退職した場合に掛け金の納付月数、総額に応じ共済金が支払われます。</p> <p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常時使用する従業員の数が 20 人（商業サービス業にあっては 5 人）以下の個人事業主又は会社の役員 ②事業に従事する組合員の数が 20 人以下の企業組合の役員 ③常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合の役員 ④常時使用する従業員の数が 20 人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

<p>P102</p>	<p>3 問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 共済相談室 (050-5541-7171) 各地区商工会・商工会議所 等</p>
<p>⑥中小企業退職金共済制度</p> <p>P104</p>	<p>1 制度の概要 本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、中小企業独力では困難な退職金制度の整備を支援するものです。 中小企業者が従業員ごとに独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結し、毎月一定額の掛け金を納付すると、従業員が退職したときに、所定の退職金が直接従業員に支払われます。 本制度は、確定給付企業年金法（平成14年4月1日施行）の成立に伴い、適格退職年金制度からの移行先の一つとなっています。</p> <p>2 対象 中小企業者</p> <p>3 問い合わせ先 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 03-3436-0151（代表）</p>
<p>⑦その他（財団法人産業雇用安定センターの事業）</p> <p>（同センターHP 参照）</p>	<p>1 事業 各業界別雇用動向・見通しに関する情報、出向等による労働力の移動の希望、受け入れ可能の状況等に関する情報の収集提供 等</p> <p>2 問い合わせ先 財団法人産業雇用安定センター TEL 03-5818-3018 URL : http://www.sangyokoyo.or.jp</p>

Q20 下請中小企業振興法の概要について教えてください。

A20 概略次のとおりです。

制 度	概 要
<p>「下請中小企業振興法」に基づく支援</p>	<p>1 制度の概要 下請中小企業の振興のため、以下の支援を行うものです。 ①「振興基準」による指導助言、 ②「振興事業計画」による支援 ③下請企業振興協会による支援</p> <p>2 対象 下請け取引（物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成又は役務の提供の委託）を行う方</p>

P96	<p>3 問い合わせ先</p> <p>中小企業庁 事業環境部 取引課 (03-3501-1669)</p> <p>各経済産業局中小企業課</p>
-----	--

Q21 下請代金支払遅延等防止法の概要について教えてください。

A21 概略次の通りです。

制 度	概 要
下請代金支払遅延等防止法	<p>1 制度の概要</p> <p>下請け取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。</p> <p>(1) 親事業者の義務</p> <p>①発注書面の交付 ②発注書面の作成、保存</p> <p>③下請代金の支払い期日設定 ④遅延利息の支払い</p> <p>(2) 親事業者の禁止行為</p> <p>①受領拒否 ②下請代金の支払い遅延 ③下請け代金の減額</p> <p>④返品 ⑤買ったたき ⑥物の購入強制・役務の利用強制</p> <p>⑦報復措置 ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済</p> <p>⑨割引困難な手形の交付</p> <p>⑩不当な経済上の利益の提供要請 ⑪不当なやり直し等</p>
	<p>2 対象</p> <p>物品の製造や修理、情報成果物（ソフトウェアなど）の作成、役務（運送、情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を下請事業者に委託をする親事業者（建設工事の請負については、別途「建設業法」が適用されます。）</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>中小企業庁 取引課 (03-3501-1669)</p> <p>各経済産業局 中小企業課</p> <p>公正取引委員会 取引部 企業取引課 (03-3581-3373) 同 地方事務所</p>

P97、98

Q22 企業を再生したいが、どのような助成制度がありますか。

A22 次の制度があります。

制 度	概 要
<p>① 中小企業再生ファンド（再生支援出資事業）</p> <p>P61</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>再生に取り組む中小企業に対して、再生計画上の必要に応じて、資金供給や経営支援をする制度です。</p> <p>2 対象</p> <p>過剰債務等により経営状況が悪化しているが、本業には相応の収益力があり、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者</p> <p>3 問い合わせ先</p> <p>各都道府県 中小企業再生支援協議会 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部（03-5470-1570）</p>
<p>② 企業再生貸付制度</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>民事再生などの法的再生や自主再建に取り組んだり、事業の承継を図る中小企業に必要な資金を融資する制度です。</p> <p>2 対象</p> <p>事業再生支援資金</p> <p>(1) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方であって、認可決定前のもののうち、一定の要件を満たす方</p> <p>(2) 民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた方及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、一定の要件を満たす方</p> <p>企業再建・事業承継支援資金</p> <p>(1) 経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、特定の要件を満たす方</p> <p>(2) 民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方で特定の要件を満たす方</p> <p>(3) 事業再生に取り組む方などから事業の譲渡等により事業を承継する方</p> <p>(4) 親族内に後継者が不在である等により事業の継続困難となっている方から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する方（新設を含む）</p> <p>(5) 安定的な経営権の確保により事業の継続を図るため、株主等から自己株式及び事業用資産の取得等を行う法人</p> <p>(6) 安定的な経営権の確保により事業の継続を図るために、事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業主）</p> <p>(7) 中小企業経営承継運活法第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業の代表者</p>

<p>P61、62</p>	<p>3 問い合わせ先 (株) 日本政策金融公庫 (日本公庫) ・ 中小企業事業(1)(3)~(7) 各地区相談センター (電話番号は A2 を参照) ・ 国民生活事業(1)(2)(4)~(7) 事業資金相談専用ダイヤル (0570-054649) 沖縄振興開発金融公庫 (098-941-1740)</p>
<p>③事業再生保証制度</p> <p>P65</p>	<p>1 制度の概要 民事再生等の法的再生中の中小企業の方に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。</p> <p>2 対象 次の (1) (2) (3) のいずれにも該当する中小企業の方 (1) 次の①又は②のいずれかに該当する方 ①再生事件又は更生事件に係属している方 ②民事再生法第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続き終結の決定を受けた方 (2) 再生計画の認可又は、更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過していない方 (3) 次の①及び②のいずれにも該当する方 ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ②償還が見込まれること</p> <p>3 問い合わせ先 社団法人全国信用保証協会連合会 03-6823-1200 各都道府県等の信用保証協会</p>

Q23 一度事業に失敗した中小企業者が再チャレンジする際の支援制度があると聞きました。その制度の概要について教えてください。

A23 次のような制度があります。

制 度	概 要
<p>①再チャレンジ支援融資制度 (再挑戦支援資金)</p>	<p>1 制度の概要 一旦事業に失敗したことにより、努力する意欲はあるものの困難な状況に直面している中小企業者に対し再チャレンジに必要な資金の融資を行う制度です。</p>

<p>P115</p>	<p>2 対象 次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新たに開業する方又は開業後概ね5年以内の方 (1) 廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること (2) 廃業時の負担が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること (3) 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること</p> <p>3 問い合わせ先 (株) 日本政策金融公庫 (日本公庫) ・ 中小企業事業 各地区相談センター (電話番号は A2 を参照) ・ 国民生活事業 事業資金相談専用ダイヤル (0570-054649) 沖縄振興開発金融公庫 (098-941-1740)</p>
<p>②再挑戦保証制度</p> <p>P130</p>	<p>1 制度の概要 金融機関が回避的になりがちな過去に廃業経験を有する創業者の資金調達を信用保証協会が債務保証することにより円滑化する制度です。</p> <p>2 対象 過去に経営状況の悪化により個人事業を廃止若しくは、経営していた会社を解散した経験を有する方で、一定の要件を満たす方</p> <p>問い合わせ先 社団法人全国信用保証協会連合会 03-6823-1200 各都道府県等の信用保証協会</p>
<p>③経営安定特別相談事業</p> <p>P101</p>	<p>1 制度の概要 連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業者が、経営建て直しのための相談を無料で受けられる制度です。</p> <p>2 対象 ・ さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方 ・ 民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方</p> <p>3 問い合わせ先 ・ 主要商工会議所 (日本商工会議所 03-3283-7917) ・ 各都道府県商工会連合会 (全国商工会連合会 03-3503-1251)</p>

Q24 後継者に事業を承継したい。どのような制度がありますか

A24 円滑な事業承継を図るため下記の制度があります。

制 度	概 要
<p>①事業承継円滑化のための税制措置</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>世代交代期を迎えた中小企業が円滑な事業承継を図る場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置が受けられる制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非上場株式に係る相続税の納税猶予制度（相続税） ② 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度（贈与税） ③ 特定小規模宅地（事業用・居住用）の減額（相続税） ④ 非上場の相続株式を自社に売却した場合の課税の特例（所得税） ⑤ 相続時精算課税制度（贈与税、相続税）
	<p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者 ・ 特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小企業の後継者
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口 中小企業庁財務課（03-3501-5803）</p>

P145

②経営承継法による事業承継
円滑化に向けた総合的支援

1 制度の概要

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継法）」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援が受けられる制度です。

(1) 遺留分に関する民法の特例

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員と合意及び所要の手続（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

①生前贈与株式を遺留分の対象から除外

贈与株式を遺留分減殺請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防止ができます。

②生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分を遺留分減殺請求の対象外とすることで、企業価値の向上を心配することなく経営に集中できます。

(2) 金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ（自社株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金等）や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、経済産業大臣の認定を受けることで、

①信用保険の別枠化による信用保証の枠の拡大

②（株）日本政策金融公庫等による代表者個人に対する貸付けを利用することができます。

(3) 事業承継税制の基本的枠組み

平成21年度税制改正において抜本拡充される事業承継税制については、経営承継法における経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の後継者が対象です。

雇用保険を始めとする事業継続要件などを満たす場合に、自社株式に係る相続税や贈与税の納税が猶予されます。

2 対象

- ・ 相続による自社株式等の散逸を防止したい非上場中小企業の後継者
- ・ 事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している非上場中小企業とその後継者
- ・ 事業承継税制（前掲）の適用を受けようとする非上場中小企業の後継者

3 問い合わせ先

- ・ 中小企業庁財務課（03-3501-5803）
- ・ 各地方経済産業局産業部中小企業課

③事業継続ファンド P147	1 制度の概要 後継者不在等の事業承継問題により新たな事業展開が困難となっている中小企業者に対して、新事業展開を通じた経営の向上を図ることを目的とするファンドによる資金供給や販路拡大等踏み込んだ経営支援をする制度です。
	2 対象 優れた技術やノウハウをもっているが、後継者不在等の事業承継問題を抱え、新商品の開発、新事業の開拓等、新たな事業展開が困難となっている中小企業の方
	3 問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 03-5470-1570

Q25 自動車 NOxPM 法関連の環境対策資金の融資制度があると聞きましたがその内容について教えてください。

A25 次の通りです。

制 度	概 要
環境・エネルギー対策資金 (公害防止対策関連)	Q3を参照して下さい。

Q26 アスベスト対策関連の環境対策資金の融資制度があると聞きました。その内容について教えてください。

A26 次の通りです。

制 度	概 要
環境・エネルギー対策資金 (公害防止対策関連)	Q3を参照して下さい。

Q27 オフロード建設機械等の排ガス規制導入に関する税の優遇措置があると聞きました。その概要について教えてください。

A27 概略下記の通りです。(出所：環境省)

制 度	概 要
排出ガス規制に適合した特定特殊自動車の固定資産税の軽減措置	<p>1 制度の概要</p> <p>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、同法により定格出力及び燃料ごとに定める規制開始までの期間に限り講ずる。</p> <p>ただし、燃料が軽油のもので定格出力が130KW以上560KW未満については、規制開始後1年間までの期間を延長して講ずる。</p>
	<p>2 問い合わせ先</p> <p>環境省 総合環境政策局 環境経済課 (03-5521-8230)</p>

Q28 環境対応や安全対策についての情報が知りたい。

A28 下記情報ソースにアクセスして下さい。(出所：環境省 HP)

制 度	概 要
環境テーマ別 Web サイト (環境省HP)	<p>「環境テーマ別特集ページ」 http://www.env.go.jp/tokushu/</p> <p>上記サイトは、環境テーマ別に各種の環境問題関連情報を掲載している。例えば下記の通り。</p>
	<p>廃棄物処理の現状</p> <p>①内容 年度別の廃棄物処理施設の設置状況、廃棄物排出量・処理状況、廃棄物に係る答申・検討会結果、廃棄物処理に係る法律・制度 等</p> <p>②URL http://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html</p>
	<p>自動車 NOx・PM 法のユーザー相談窓口</p> <p>①内容 自動車 NOx・PM 法の車種規制や条例による規制の内容や、車の買い換えや支援制度、ディーゼル微粒子除去装置の装着等に関する情報</p> <p>②URL http://www.env.go.jp/air/car/mado/index.html</p>
	<p>低公害車ガイドブック 2009</p> <p>①内容 現在我が国において販売されている低公害車等について取り纏めたデータ、燃料供給施設や各種支援施策についての情報</p> <p>②URL http://www.env.go.jp/air/car/vehicles2009/index.htm</p>

	地域環境行政支援情報システム「知恵の環」 ①内容 地方公共団体における環境条例や環境基本計画、施策事例等に関するデータベース、環境統計データベース、地方自治体による環境関連のイベント情報、環境省からの地方自治体向けのお知らせ 等 ②URL http://www.env.go.jp/policy/chie-no-wa/
	EIC ネット ①内容 国内外の環境ニュース、環境用語集、環境関係機関情報、環境イベント情報、環境Q & A 等 ②URL http://www.eic.or.jp/

Q29 官公需法について教えてください。

A29 概略次の通りです。

制 度	概 要
官公需法（中小企業の受注機会の増大のための支援）	1 制度の概要 官公庁などからの発注における中小企業者の受注機会を増やすため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）に基づく各種の支援制度です。 官公需契約を希望する方は、事前に競争参加資格を得ることが必要です。
	2 対象 官公需の受注に意欲のある中小企業者及び事業協同組合等
	3 問い合わせ先 中小企業庁 取引課（03-3501-1669） 各経済産業局 中小企業課 全国・都道府県中小企業団体中央会 http://www.chuokai.or.jp/

P99

Q30 中小企業組合制度について教えてください。

A30 概略次の通りです。

制 度	概 要
中小企業組合制度	<p>1 制度の概要</p> <p>中小規模の事業者・勤労者などが組織化し、共同購買事業、共同生産・加工事業、共同研究開発、共同販売事業、金融事業などの共同事業を通じて、技術・情報・人材等個々では不足する経営資源の相互補完を図るための制度です。</p> <p>事業協同組合</p> <p>中小企業者が、新技術・新商品開発、市場開拓、共同生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の新事業展開、経営革新、経営効率化、新事業分野の進出等を図るための組合です。</p> <p>企業組合</p> <p>出資・労働・経営を一体的に行う組織であり、いわば簡易な会社ともいえるべき組合です。これまで組合員は個人に限られていましたが、平成15年2月から個人以外（法人など）の者も加入が可能となりました。</p> <p>協業組合</p> <p>中小企業者が、お互いの事業を統合（協業）し、事業規模を適正化することにより生産性の向上を図ることを目的とする組合です。</p> <p>古い生産設備を廃棄し、最新鋭の設備を共同で導入することにより生産工程を協業化するケース、原材料の仕入れや販売部門を効率化するため数社で協業化するケース、部品加工業者と完成品メーカーによる一貫生産等に活用されています。</p> <p>2 問い合わせ先</p> <p>各都道府県中小企業団体中央会</p> <p>全国中小企業団体中央会（03-3523-4901）</p>

P30